

沖縄市分別収集計画 (第 11 期)

令和 7 年 8 月

沖 縄 市

沖縄市分別収集計画（第 11 期）

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、また、地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

(1) 3R の推進

- ・循環型社会を構築するためには、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））が不可欠です。特に、ごみを生み出さないリデュース、一旦使用された製品・容器等を再び使用するリユースを優先させ、3R を推進します。

(2) 参加と協働

- ・市民、事業者、行政が一体となったごみ排出抑制と資源再利用促進化の取組みを一層進めます。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	8,148 t	8,173 t	8,198 t	8,220 t	8,240 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

本市から排出される容器包装廃棄物の排出の抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育、ごみ処理施設の見学等の機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみの排出量、ごみ処理に要する経費等ごみ処理の状況についての情報（ごみ量の推移、資源化の状況、ごみ減量目標達成状況等）を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びにごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・クリーン指導員の活用

各自治会に配置されているクリーン指導員を活用し、容器包装廃棄物の分別排出の徹底をさらに推し進める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市で分別収集をするために必要な機材や作業員などの確保、及び選別するための処理施設状況等を勘案して定めた分別の区分を下表に示す。

分別収集する容器包装廃棄物の種類と分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	161 t		161 t		162 t		162 t		163 t	
主としてアルミ製の容器	83 t		83 t		83 t		84 t		84 t	
無色のガラス製容器	(合計) 478 t		(合計) 480 t		(合計) 481 t		(合計) 482 t		(合計) 484 t	
	(引渡) 478 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 480 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 481 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 482 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 484 t	(独自処理) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 277 t		(合計) 278 t		(合計) 279 t		(合計) 280 t		(合計) 280 t	
	(引渡) 277 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 278 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 279 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 280 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 280 t	(独自処理) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 265 t		(合計) 266 t		(合計) 267 t		(合計) 268 t		(合計) 268 t	
	(引渡) 265 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 266 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 267 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 268 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 268 t	(独自処理) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
主として段ボール製の容器	754 t		756 t		759 t		761 t		763 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 638 t		(合計) 640 t		(合計) 642 t		(合計) 644 t		(合計) 645 t	
	(引渡) 638 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 640 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 642 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 644 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 645 t	(独自処理) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (うち白色トレイ)	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -
	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -	(引渡) -	(独自処理) -

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は「第 5 次沖縄市総合計画 基本構想」に基づき次のとおり設定した。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
146,420 人 (対前年度比)	146,857 人 (対前年度比)	147,295 人 (対前年度比)	147,659 人 (対前年度比)	148,023 人 (対前年度比)
100.30 %	100.30 %	100.30 %	100.25 %	100.25 %

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	かん	市による定期収集	倉浜衛生施設組合 (一部事務組合)
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	びん		
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙パック		
段ボール	段ボール		
ペットボトル	ペットボトル		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

平成22年度より稼働しているリサイクルセンター施設整備計画を下表に示す。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	かん	透明袋	平ボディ	倉浜衛生施設組合 リサイクルセンター (選別・破碎・圧縮成形 型圧縮・梱包施設) ストックヤード (一時保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	透明袋		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紙ひもで縛 る又は紙袋 や段ボール		
段ボール	段ボール	紙ひもで縛 る又は紙袋 や段ボール		
ペットボトル	ペットボトル	透明袋		

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者、行政からの委員で構成された沖縄市一般廃棄物減量等推進審議会を活用し、推進体制を整備する。